

## ○玉名市応援団員登録制度実施要綱

令和2年6月30日

告示第99号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、玉名市(以下「市」という。)にゆかりのある者又は心のふるさととして愛着を抱く者と市とが、双方の心のつながり及び絆を更に深めることにより、魅力ある地域づくり、交流の促進、移住・定住の促進等に寄与することを目的とした玉名市応援団員(以下「応援団員」という。)に関する登録制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援団員 次条に定める登録資格を有し、市に愛着を持ち、応援団員として積極的に関わる意思のある者であつて、応援団員登録台帳に登録されたものをいう。
- (2) 応援団員登録台帳 応援団員として申請を受けた情報を登録する台帳をいう。

### (登録資格)

第3条 応援団員として登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する市外在住者とし、年齢及び国籍は問わない。

- (1) 市の出身者
- (2) 家族又は親戚が市に住み、又は住んでいた者
- (3) 市にふるさと納税等の寄附を行った者
- (4) 市内に固定資産を所有している者
- (5) 市に通勤し、又は通学している者(通勤し、又は通学していた者を含む。)
- (6) 市の出身者等で構成する任意団体等又は市内の教育施設等の同窓会等に所属している者
- (7) 市に定住を希望する者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援団員として積極的に関わる意思のある者で、市長が登録すべきと認めるもの

### (登録申請等)

第4条 応援団員として登録を希望する者は、応援団員登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、応

援団員登録台帳に登録するものとする。ただし、当該申請を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらのものと関係を有する者(同号に規定する暴力団員が役員等となっている法人その他の団体を含む。)と認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が応援団員としての登録が適当でないとしたとき。

3 応援団員の登録期間は、登録日から登録日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、応援団員から抹消の届出がない限り、登録は、期間満了日の翌日から更に3年間延長するものとし、延長した期間の満了日以降も同様とする。

4 応援団員の登録に係る費用は、無料とする。

(登録の変更)

第5条 応援団員は、登録内容の変更が生じたときは、応援団員登録変更申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第6条 応援団員は、登録内容を抹消したいときは、応援団員登録抹消届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、応援団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消する。

(1) 市外在住者でなくなったとき。

(2) 市及び市民の信頼を損なう行為があると認められるとき。

(3) 応援団員登録抹消届出書が提出されたとき。

(4) 居所不明になったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたとき。

(応援団員の役割)

第7条 応援団員は、第1条の目的を達成するために意見、提言及び情報発信を行い、市のまちづくり等に協力するものとする。

(市の役割)

第8条 市は、応援団員に対し、次の役割を担うものとする。

(1) 市又は市の関係団体等が発信するイベント等の情報の提供

(2) 市への移住等に関する情報の提供

(3) 市長が別に定める特典及びサービスの提供

(4) 応援団員登録台帳の運営

(5) 応援団員からの意見及び提言に対する対応

(応援団員登録台帳の利用)

第9条 市長は、魅力ある地域づくり、市民等と応援団員の交流の促進、移住・定住の促進等を目的とする活動を行うために応援団員登録台帳を利用できる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。